

寒川町児童手当事務処理規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (一般受給資格者に係る現況届の処理) 第11条 町長は、施行規則第4条第1項の現況届の提出を受けたとき、又は同規則第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、次により処理するものとする。 (1) 当該届書の記載事項又は公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。)により確認した情報等により審査し、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第11条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合にはその旨を、第1号様式により届出者に通知する。 (2) (略) (施設等受給者に係る現況届の処理) 第12条 町長は施行規則第4条第3項の現況届(施設等受給者用)の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、その旨を児童手当支給事由消滅通知書(施設等受給者用)(第6号様式。以下「第6号様式」という。)により届出者に通知する。 第13条・第14条 (略) 第15条 請求者又は受給者(以下「請求者等」という。)からの法第20条の規定による寄附の申出は、<u>支払期月毎</u>の前月20日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として寄附がされるものとする。 2～4 (略) (加える) (加える)	～略～ (一般受給資格者に係る現況届の処理) 第11条 町長は、施行規則第4条第1項の現況届の提出を受けたとき、又は同規則第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、次により処理するものとする。 (1) 当該届書の記載事項又は公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。)により確認した情報等により審査し、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合にはその旨を、第1号様式により届出者に通知する。 (2) (略) (施設等受給者に係る現況届の処理) 第12条 町長は施行規則第4条第4項の現況届(施設等受給者用)の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、その旨を児童手当支給事由消滅通知書(施設等受給者用)(第6号様式。以下「第6号様式」という。)により届出者に通知する。 第13条・第14条 (略) 第15条 請求者又は受給者(以下「請求者等」という。)からの法第20条の規定による寄附の申出は、<u>支払期月ごと</u>の前月20日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として寄附がされるものとする。 2～4 (略) <u>(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)</u> 第16条 請求者等からの法第21条の規定

	による学校給食費等の費用の支払の申出は、<u>施行規則第12条の10に定める申出書に代えて、児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書(第10号様式。以下「第10号様式」という。)</u>により、別途町長が定める日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。
(加える)	2 前項の申出がされたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期日ごとに支給される児童手当の額(法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第22条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この条において同じ。)のうち、<u>第10号様式に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。</u>
(加える)	3 町長は、前項に定める徴収等が行われたときは、その旨を児童手当に係る学校給食費等徴収(支払)に係る通知書(第11号様式。以下「第11号様式」という。)<u>により請求者等に通知するものとする。</u>
(加える)	4 請求者等が、申出の内容を変更し、又は、申出を撤回しようとする場合は、<u>児童手当に係る学校給食費等徴収(支払)変更・撤回申出書(第12号様式。以下「第12号様式」という。)</u>により、学校給食費等の徴収等が行われる前に行うものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。
(児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理) <u>第16条</u> 町長は、法第22条の規定に基づき、児童手当等から保育料を徴収(以下「特別徴収」という。)するときは、その旨を保育料特別徴収通知書(第10号様	(児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理) <u>第17条</u> 町長は、法第22条の規定に基づき、児童手当等から保育料を徴収(以下「特別徴収」という。)するときは、その旨を保育料特別徴収通知書(第13号様

式。以下「第10号様式」という。)により特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

- 2 前項により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、第10号様式を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

- 3 (略)
(支払)

第17条 (略)

- 2 町長は、児童手当等の支払いを行う場合には、一般受給資格者に係る支払いの場合は児童手当・特例給付支払通知書(第11号様式)により受給者に通知し、施設等受給資格者に係る支払いの場合は児童手当支払通知書(施設等受給者用)(第12号様式)により受給者に通知するものとする。

- 3 (略)
(支払の一時差止等)

第18条 町長は、法第10条の規定により児童手当等の額の全部又は一部を支給しないこととしたとき若しくは法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めることとしたときは、その旨を一般受給資格者に係る場合は児童手当・特例給付支払差止通知書(第13号様式)により受給者に通知し、施設等受給資格者に係る場合は児童手当支払差止通知書(施設等受給者用)(第14号様式)により受給者に通知するものとする。

(処分の取消し)

第19条 (略)

(委任)

第20条 (略)

～略～

(加える)

(加える)

(加える)

式。以下「第13号様式」という。)により特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

- 2 前項により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、第13号様式を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

- 3 (略)
(支払)

第18条 (略)

- 2 町長は、児童手当等の支払いを行う場合には、一般受給資格者に係る支払いの場合は児童手当・特例給付支払通知書(第14号様式)により受給者に通知し、施設等受給資格者に係る支払いの場合は児童手当支払通知書(施設等受給者用)(第15号様式)により受給者に通知するものとする。

- 3 (略)
(支払の一時差止等)

第19条 町長は、法第10条の規定により児童手当等の額の全部又は一部を支給しないこととしたとき若しくは法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めることとしたときは、その旨を一般受給資格者に係る場合は児童手当・特例給付支払差止通知書(第16号様式)により受給者に通知し、施設等受給資格者に係る場合は児童手当支払差止通知書(施設等受給者用)(第17号様式)により受給者に通知するものとする。

(処分の取消し)

第20条 (略)

(委任)

第21条 (略)

～略～

第10号様式(第16条関係)

(別添とおり)

第11号様式(第16条関係)

(別添とおり)

第12号様式(第16条関係)

<u>第10号様式(第16条関係)</u> <u>(別添とおりに)</u> <u>第11号様式(第17条関係)</u> <u>(別添とおりに)</u> <u>第12号様式(第17条関係)</u> <u>(別添とおりに)</u> <u>第13号様式(第18条関係)</u> <u>(別添とおりに)</u> <u>第14号様式(第18条関係)</u> <u>(別添とおりに)</u> ～略～	<u>(別添とおりに)</u> <u>第13号様式(第17条関係)</u> <u>(別添とおりに)</u> <u>第14号様式(第18条関係)</u> <u>(別添とおりに)</u> <u>第15号様式(第18条関係)</u> <u>(別添とおりに)</u> <u>第16号様式(第19条関係)</u> <u>(別添とおりに)</u> <u>第17号様式(第19条関係)</u> <u>(別添とおりに)</u> ～略～ 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この規則による改正後の寒川町児童手当事務処理規則(以下「新規則」という。)の規定は、施行日以後に支払われるべき児童手当について適用し、同日前に支払われた児童手当については、なお従前の例による。</u> <u>(準備行為)</u> 3 <u>新規則第16条の規定による学校給食費等の費用の徴収等に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。</u> <u>(残存用紙の使用)</u> 4 <u>この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。</u>
--	--

寒川町児童手当事務処理規則新旧対照表

現 行	改 正 案				
(加える) (加える)	第10号様式(第16条関係) 第 10 号様式 (第 16 条関係) 整理番号 (宛先) 寒川町長 児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書 私は、児童手当法第 21 条第 1 項の規定に基づき、町長から支給を受ける児童手当第 2 項当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。 なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、年 月分までの児童手当から各費用の支払に充てるものとします。 <table><tr><td>徴収（支払）費用</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table> 年 月 日 住所（法人である場合は、主たる事務所の所在地） 氏名（法人名等） 児 童 の 氏 名	徴収（支払）費用			
徴収（支払）費用					

現行
(加える)
(加える)

改正案																								
第 11 号様式(第 16 条関係)																								
第 11 号様式（第 16 条関係）																								
年 月 日																								
様																								
寒川町長																								
児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書																								
児童手当法第 21 条第 1 項の規定に基づく申出のあった費用について、次のとおり、 第 2 項																								
児童手当から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。																								
徴収（支払）の内容																								
<table><tr><th>児童の氏名</th><th>児童手当から徴収する（支払う）費用</th><th>徴収期間</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	児童の氏名	児童手当から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考																				
児童の氏名	児童手当から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考																					

現行
(加える)
(加える)

改正案																		
第 12 号様式(第 16 条関係)																		
第 12 号様式 (第 16 条関係)																		
年 月 日																		
(宛先) 寒川町長																		
児童手当に係る学校給食費等徴収(支払)変更・撤回申出書																		
児童手当法第 21 条第 1 項の規定に基づいて行った学校給食費等の徴収等について、 第 2 項																		
次のとおり申し出ます。																		
1 申出の別 申出の変更 ・ 申出の撤回																		
2 変更の場合																		
<table><tr><th>児童の氏名</th><th>児童手当から徴収する (支払う) 費用 (変更後)</th><th>徴収期間 (変更後)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	児童の氏名	児童手当から徴収する (支払う) 費用 (変更後)	徴収期間 (変更後)															
児童の氏名	児童手当から徴収する (支払う) 費用 (変更後)	徴収期間 (変更後)																
年 月 日																		
住所 (法人である場合は、主たる事務所の所在地)																		
氏名 (法人名等)																		

現 行	改 正 案																																		
第10号様式（第16条関係） 第10号様式（第16条関係） 年 月 日 住所 氏名様 寒川町長 保育料特別徴収通知書 児童手当法第22条の規定により、保育料の特別徴収額を次のとおり決定（変更）したので通知します。 1 対象児童 <table><tr><td>児童の氏名</td></tr><tr><td></td></tr></table> 2 徴収内容 <table><tr><th>児童手当等支払期日</th><th>特別徴収する保育料の額</th><th>摘要</th></tr><tr><td>年 6 月分</td><td>円 (月分保育料)</td><td></td></tr><tr><td>年 1 0 月分</td><td>円 (月分保育料)</td><td></td></tr><tr><td>年 2 月分</td><td>円 (月分保育料)</td><td></td></tr><tr><td>年 6 月分</td><td>円 (月分保育料)</td><td></td></tr></table> なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に寒川町に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日（上記の審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。	児童の氏名		児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要	年 6 月分	円 (月分保育料)		年 1 0 月分	円 (月分保育料)		年 2 月分	円 (月分保育料)		年 6 月分	円 (月分保育料)		第13号様式（第17条関係） 第13号様式（第17条関係） 年 月 日 住所 氏名様 寒川町長 保育料特別徴収通知書 児童手当法第22条の規定により、保育料の特別徴収額を次のとおり決定（変更）したので通知します。 1 対象児童 <table><tr><td>児童の氏名</td></tr><tr><td></td></tr></table> 2 徴収内容 <table><tr><th>児童手当等支払期日</th><th>特別徴収する保育料の額</th><th>摘要</th></tr><tr><td>年 6 月分</td><td>円 (月分保育料)</td><td></td></tr><tr><td>年 1 0 月分</td><td>円 (月分保育料)</td><td></td></tr><tr><td>年 2 月分</td><td>円 (月分保育料)</td><td></td></tr><tr><td>年 6 月分</td><td>円 (月分保育料)</td><td></td></tr></table> なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に寒川町に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日（上記の審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。	児童の氏名		児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要	年 6 月分	円 (月分保育料)		年 1 0 月分	円 (月分保育料)		年 2 月分	円 (月分保育料)		年 6 月分	円 (月分保育料)	
児童の氏名																																			
児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要																																	
年 6 月分	円 (月分保育料)																																		
年 1 0 月分	円 (月分保育料)																																		
年 2 月分	円 (月分保育料)																																		
年 6 月分	円 (月分保育料)																																		
児童の氏名																																			
児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要																																	
年 6 月分	円 (月分保育料)																																		
年 1 0 月分	円 (月分保育料)																																		
年 2 月分	円 (月分保育料)																																		
年 6 月分	円 (月分保育料)																																		

現 行	改 正 案										
第 11 号 様 式（ 第 17 条 関 係 ） 第 11 号様式（第 17 条関係） 年 月 日 様 寒川町長 児童手当 支払通知書 特例給付 児童手当 の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込 特例給付 みましたので通知します。 なお、第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により 徴収される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用 及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額とな ります。 <table><tr><td rowspan="2">支 払 の 内 容</td><td>支払期間</td><td>年 月分から 年 月分まで</td></tr><tr><td>支払金額</td><td>円</td></tr></table>	支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで	支払金額	円	第 14 号 様 式（ 第 18 条 関 係 ） 第 14 号様式（第 18 条関係） 年 月 日 様 寒川町長 児童手当 支払通知書 特例給付 児童手当 の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込 特例給付 みましたので通知します。 なお、第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により 徴収される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用 及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額とな ります。 <table><tr><td rowspan="2">支 払 の 内 容</td><td>支払期間</td><td>年 月分から 年 月分まで</td></tr><tr><td>支払金額</td><td>円</td></tr></table>	支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで	支払金額	円
支 払 の 内 容		支払期間	年 月分から 年 月分まで								
	支払金額	円									
支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで									
	支払金額	円									

現 行

第12号様式（第17条関係）

第12号様式（第17条関係）

年 月 日

様

寒川町長

児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

児童の氏名	生年月日	支払の内容		
		支払期間	年 月分	から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年 月分	から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年 月分	から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年 月分	から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年 月分	から 月分まで
		支払金額	円	

合計 円

改 正 案

第15号様式（第18条関係）

第15号様式（第18条関係）

年 月 日

様

寒川町長

児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

児童の氏名	生年月日	支払の内容		
		支払期間	年 月分	から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年 月分	から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年 月分	から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年 月分	から 月分まで
		支払金額	円	
		支払期間	年 月分	から 月分まで
		支払金額	円	

合計 円

現 行		改 正 案															
第 13 号 様 式 （ 第 18 条 関 係 ） 第 13 号様式（第 18 条関係） 年 月 日 様 寒川町長 児童手当 支払差止通知書 特例給付 児童手当 次のとおり 特例給付 の支払を差し止めましたので通知します。 なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。 記 <table><tr><td rowspan="3">支 払 差 止 の 内 容</td><td>支払差止事由</td><td></td></tr><tr><td>支払差止額</td><td>円</td></tr><tr><td>支払差止期間</td><td>年 月分から 年 月分まで</td></tr></table>		支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由		支払差止額	円	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで	第 16 号 様 式 （ 第 19 条 関 係 ） 第 16 号様式（第 19 条関係） 年 月 日 様 寒川町長 児童手当 支払差止通知書 特例給付 児童手当 次のとおり 特例給付 の支払を差し止めましたので通知します。 なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 8 月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。 記 <table><tr><td rowspan="3">支 払 差 止 の 内 容</td><td>支払差止事由</td><td></td></tr><tr><td>支払差止額</td><td>円</td></tr><tr><td>支払差止期間</td><td>年 月分から 年 月分まで</td></tr></table>		支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由		支払差止額	円	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで
支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由																
	支払差止額		円														
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで															
支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由																
	支払差止額	円															
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで															

現行		
第 14 号様式(第 18 条関係)		
第 14 号様式（第 18 条関係）		
年 月 日		
様		
寒川町長		
児童手当 支払差止通知書（施設等受給者用）		
次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。		
なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。		
支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

改正案		
第 17 号様式(第 19 条関係)		
第 17 号様式（第 19 条関係）		
年 月 日		
様		
寒川町長		
児童手当 支払差止通知書（施設等受給者用）		
次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。		
なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）提起することができます。		
支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで